



最終回

生活再建のための 債務整理

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

はじめに

債務整理が必要なほどの負債を抱える事情は多岐にわたり、その背景には事案ごとに様々な問題があります。債務整理それ自体は、返済ができない負債の処理を直接の内容としますが、その目的は債務者の生活の再建にあります。

ひと口に経済困難といっても、精神面も含めた病気や障害によるもの、就労困難な事情によるもの、家庭環境や生育環境によるものなど様々であり、債務整理の作業をする際にも、本人の精神的、身体的状況、社会的状況、価値観などに応じて、求められる支援の内容や方法は異なります。同じケースは1つもないといっても過言ではありません。

したがって、相談に際しては、表面的な負債の原因、負債額、返済能力等の把握にとどまらず、相談者の話によく耳を傾け、話しやすい状況を作りながら、信頼関係を築く必要があります。一見、無関係のように思われる会話から、債務整理を行ううえで重要な事実が判明することもあります。

また、債務整理で負債の処理ができたとしても、それだけでは生活の再建につながらないケースも多くあります。そのようなときに、生活再建のための諸制度についての基本的な知見を持っていると役に立ちます。

生活再建を支える様々な制度

生活再建を支えるための公的制度、民間の支援制度は多岐にわたり、その主体も、国、自治体から、民間の支援団体まで様々です。以下は、債務整理の現場で比較的良好に利用が検討されるものです。

1. 生活保護

(1) 生活保護とは

生活保護は、憲法25条が保障する生存権（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）を実現するための制度です。

生活保護の利用条件はとてもシンプルです。厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費（生活するために最低限必要な費用）」より世帯の収入が少ない「要保護状態」にあれば、差額が生活保護費として支給されます（ただし、すぐに換金できる資産がないなどの条件があります）。

年齢制限はありません。若くて健康な人でも、仕事が見つからない、または収入が最低生活費を下回れば対象になります。年金や手当があっても、最低生活費以下の額であれば差額が支給されます。親族の援助（扶養）は生活保護の要件ではなく、実際に援助があった場合に、その分だけ保護費が減らされます。親族が扶養を強制されることもありません。親や兄弟姉妹などに、援助ができるか問い合わせる扶養照会については、要保護者からの聴取によって扶養義務の履行が期待できないと判断された場合には、扶養義務者に対する直接請求はする必要がないとされています。

日本国籍の人は、居住地の役所（福祉事務所）で保護を受けることができます。ホームレス状態など、住む場所が定まっていない場合は、今いる場所（現在地）で保護を受けることができます。その場合、新住居の敷金等や布団・家財道具代の支援もあります。

(2) 違法・不当な対応についての相談

生活保護は、生存権を実現するために不可欠

の制度ですが、残念ながら、申請窓口で正しい対応がされなかったり、申請窓口の担当者による申請の受付拒否や正しくない説明をして追い返すなどの行為により、申請を諦めてしまうケースがあります。「若くて働けるから保護は受けられない」「借金があるから保護は受けられない」「まずは両親に面倒をみてもらえばよい」「家のない人はまず施設に入ってもらおう」などはいずれも違法な対応であり、正しくないことを言って申請を受け付けず、相談で追い返すこと自体が違法です。「要保護状態」であるのに保護が受けられない場合は、対応に問題がある可能性があります。

そのような場合には、生活保護の相談窓口のある弁護士会もありますので相談してください。

(3) 債務整理と生活保護

債務整理と生活保護についての留意点についてお話しします。

- 借金のある方が生活保護を受ける場合、保護費は最低生活費を確保するものなので、借金の返済に充ててはいけません。保護費から借金を返済すると、その穴埋めのために新たな借り入れをすることになりますが、生活保護受給中にした借金は収入とみなされるため、福祉事務所がこれに気づかずに余分に支給した保護費は、後日、返還を求められます。この保護費の返還請求権は、自己破産においても免責されない非免責債権なので、注意が必要です。

借金のある方が生活保護を受ける場合には、借金を放置せず、速やかに自己破産等を行うことが必要です。

- 経済的に困難な状況にある個人は、自己破産等の費用を捻出するため、法テラス（日本司法支援センター）の援助を利用できる場合があります。収入等が一定の基準を満たす場合、法テラスが弁護士費用や実費等を立て替え、被援助者がこれを法テラスに割賦で償還する制度ですが、援助開始時に生活保護を受給している場合は、事件終了まで償還が猶予され、事件終了時に生活保護を受けている場

合には、申請によって償還の免除が可能です。なお、生活保護受給中の方については、自己破産で管財人がつく場合の管財人への引継予納金の援助を受けることも可能です。

法テラスの援助については、準生活保護受給者の立替金償還免除という制度があります。これは、生活保護を受けていなくても、資力（収入・資産など）が法テラスの資力基準の70%以下であり、今後の回復の見通しが立たない、回復する見込みが乏しい場合に、資料を提出して償還免除申請をし、認められると償還が免除されるものです。通常は、資力がないことを証明するために多くの資料が必要ですが、自己破産事件に関する特例があり、免責許可決定から2カ月以内に、破産申立書の写しと免責許可決定書を提出して申請することにより、簡易な手続で償還免除を受けられます。

2. 生活困窮者自立支援制度

仕事が見つからない、働きたくても働けない、家賃を払えない、住む所がない、社会に出るのに不安を感じるなど、生活に困っている方の相談を受け、一人一人の状況に合わせて、様々な支援を行うのが「生活困窮者自立支援制度」です。

社会保険制度・労働保険制度と生活保護制度との間に「第2のセーフティネット」を設けることで、包括的な支援体制を整えることを目的に導入されました。

以下のような支援があります。

・自立相談支援事業

支援機関の相談員が、相談者と一緒にその方に応じた具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

・住居確保給金の支給

就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。

・就労準備支援事業

一般就労に向けた日常生活自立・社会自立、就労自立のための訓練を行います。

・就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な方に対する支援付き

の就労の場を設けます。

・家計改善支援事業

家計を把握することや、利用者の家計改善意欲を高めるための支援を行います。

・一時生活支援事業

住居を失った方に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供し、一定期間の見守りや生活支援を行います。

・生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

子どもに対する学習支援、子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等を行います。

相談窓口は各市区町村に用意されています。

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行う「生活福祉資金貸付制度」は、生活困窮者自立支援制度と連携して支援が行われます。相談と利用申請の窓口は、居住地の市区町村の社会福祉協議会です。同制度に基づく貸付けは、返済が猶予または免除される場合があります。

3. 精神保健福祉センターの利用

精神保健福祉センターは、心の健康の保持と向上を目的として、精神保健福祉相談を受けるとともに、心の病を持つ方の自立と社会復帰をめざして、社会に適應する力をつけるために指導と援助を行っています。その業務の一環としての精神保健福祉相談は、心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者からの相談を受けており、アルコール依存、薬物依存、認知症、うつ病等の精神疾患、精神障害者の社会復帰、ひきこもりなど、多岐にわたる相談を行っています。

多重債務に陥る方の中には、心の病から気持ちの隙間を埋めるために買い物を続けたり、ギャンブルやアルコール依存のために借金を重ねた方もいます。そのような場合、生活再建のためには、債務整理とともに、その原因となった問題への対応が必要となります。自己破産で裁量

免責*を求める場合にも、これらの問題に対応しているかが問われることがあります。医師やカウンセラー、自助グループなどの相談先等を自分で探せない方などには、地域の精神保健福祉センターへの相談を勧めることも必要です。

解決から傾聴へ

債務整理は、返済困難な負債を抱えた方の債務の負担を解消、軽減するために、様々な方法による「解決」をめざしますが、同時に、その背景にある問題に目を向けないままでは、本当の生活再建につながらず、手続も円滑に進まないことがあります。

病気や障害がある方の場合には、速やかに手続を進めること自体が負担になることがあり、負債を抱える過程で心の傷を抱えている方は、自己破産などで負債に至る経緯を説明する際などにも、過去の事実に向き合うことに痛みを感じることがあります。

債務整理においては、制度上、速やかに手続を進めることがとても大切ですが、無理に進めるあまり、逆効果になることもあり、対応に悩むことがあります。それでも、債務整理が本人のためのものであることに照らせば、その方の抱える事情に配慮した対応が必要で、難しい判断を迫られる事案が増えているように思います。

「解決」と同時に「傾聴」を重視した寄り添い型の支援の大切さを感じます。

一方、それらの課題に債務整理や自立支援に当たる相談員が対応するには限界があります。生活再建のための諸制度の検討・利用には、関係諸機関に相談し、協力を求めることが必要です。また、相談者の抱える多くの問題に目を向けることは、それだけ相談員の負担が大きくなることをも意味します。相談員の負担を支える体制を構築することもまた、今日の債務整理における課題だと考えます。

* ウェブ版「国民生活」2025年3月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202503_11.pdf